

十二月十五日（月曜日）

欠	欠	出席議員								
三 四 番	な 議 員	十 十 七 員 番	十 十 五 番	十 九 番	八 七 番	六 五 番	五 四 番	四 三 番	三 二 番	二 一 番

宮 小 沢 田 宮 山 豪 浅 千 石 高 依 ほ 宮 松 吉 の
か ぐ

崎 林 田 中 本 田 一 川 田 沢 山 田 り 野 平 村 ち

こ れ け 香 伸 ひ の 恵 のり ゆ か ジ ゆ 雄 美 けんたろう
う い い ろ ば 美 り ゆ ひ ろ み 一
き 子 じ 澄 一 こ る 子 き 翼 紀 こ 郎 紀

三 三 番	三 二 番	三 一 番	三 十 九 番	二 九 番	二 八 番	二 七 番	二 六 番	二 五 番	二 四 番	二 三 番	二 二 番	二 一 番	二 十 九 番	二 十 八 番
-------------	-------------	-------------	------------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	------------------	------------------

関 板 山 高 海 浅 品 上 岡 松 白 名 田 市 金 たかはま
川 倉 本 山 津 田 田 崎 丸 石 取 中 村 子

け 美 一 泰 敦 保 ひ ゆ 義 昌 英 顕 と し か ね お
さ 千 で き や す と し
子 代 仁 三 子 雄 こ こ 顕 史 行 一 や す と し
け な お
き

日程第十六	議案第四十号	文京区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例
日程第七	議案第四十一号	文京区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
日程第八	議案第四十二号	文京区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
日程第九	議案第四十三号	文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
日程第十	議案第四十四号	文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
日程第十一	議案第四十五号	文京区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
日程第十二	議案第四十六号	文京区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例
日程第十三	議案第四十七号	文京区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
日程第十四	議案第四十八号	文京区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
日程第十五	議案第五十一号	文京区立千石児童館の指定管理者の指定について
追加日程第十六	委員会提出議案第一号	固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書
追加日程第十七	議案第五十八号	小石川運動場改修工事請負契約
追加日程第十八	議案第五十九号	文京シビックセンター二十五階旧レストラン改修工事請負契約
追加日程第十九	議案第六十号	文京シビックセンター二十五階旧レストラン改修機械設備工事請負契約
追加日程第二十	議案第六十一号	訴訟上の和解について
追加日程第二十一	請願受理第四十二号	固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願
追加日程第二十二	請願受理第四十三号	固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願
追加日程第二十三	請願受理第四十四号	固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願
追加日程第二十四	請願受理第四十五号	場外馬券売り場（後楽園オフト）の撤去を求める請願
追加日程第二十五	請願受理第四十六号	ゲノム編集食品の表示の義務化を求める請願
追加日程第二十六	請願受理第四十七号	「文の京」で人身取引の疑いがかけられる事件の発生を防ぐため、これまで以上に区民への啓発強化を求める請願
追加日程第二十七	請願受理第四十八号	全職員対象にエンゲージメント調査を実施し、それに基づき全職員のエンゲージメント力向上に取り組むことを求める請願
		議員選出監査委員を廃止した自治体の先行事例を研究し、そのメリット・デメリットを検証し、区民と情報共有を求める請願

追加日程第二十八 請願受理第四十九号 ワクチン接種による健康被害の救済を求める請願

追加日程第二十九 請願受理第五十号 高齢単身者（いわゆる「高齢おひとりさま」）に対する支援の強化・充実を求める請願

追加日程第三十 請願受理第五十一号 文京区においても「民泊」の規制強化を求める請願

追加日程第三十一 請願受理第五十二号 区民参画の充実・強化を通じて安心・安全を目指す「文の京」まちづくり基本条例（仮称）の検討に向けた研究を求める請願

追加日程第三十二 請願受理第五十三号 都市計画道路の整備に地元住民との対話・熟議を位置づけ「環状三号線」の区内延伸未整備区間は「廃止」を東京都に求める請願

追加日程第三十三 請願受理第五十四号 教員の多忙化を解消する為に教員を増やし、更なる少人数学級実現を求める請願

追加日程第三十四 請願受理第五十五号 オーガニック給食の実現を求める請願

追加日程第三十五 請願受理第五十六号 「小日向台町小学校改築計画を見直す」ことを求める請願

追加日程第三十六 請願受理第五十七号 一歩先行く自治体として、文京区において義務教育費及び関連教材費等の完全無償化を早期に実現することを求める請願

追加日程第三十七 請願受理第五十八号 文京区教育委員会の臨時会の会議録も会議規則に基づき作成し、区HPを通じて区民に公表することを求める請願

追加日程第三十八 請願受理第五十九号 竹早公園・小石川図書館の再整備の基本計画づくりなどの進捗状況を適宜適切に区民に知らせる」とを求める請願

追加日程第三十九 請願受理第六十号 区議会の委員会において「請願」審議を深める仕組みを整えることを求める請願

追加日程第四十 請願受理第六十一号 文京区議会議員の政務活動費の情報開示を進め、透明性を高めることを求める請願

午後二時開議
二十八番 浅田 保雄 議員

○議長（市村やすとし） まだいまから、本日の会議を開きます。

を指名いたします。

○議長（市村やすとし） まず、本日の会議録署名人の指名を行います。

○議長（市村やすとし） この際、書記より、諸般の報告をいたします。

本件は、会議規則に基づき、議長において、

十五番 沢田 けいじ 議員

〔議事調査主査朗読〕

二〇二五文総総第一三五〇号

令和七年十二月十五日

文京区長 成澤廣修

文京区議會議長 市村やすとし様

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第一項の規定による議会の指定議決に基づき専決処分した契約変更の報告について

このことについて、地方自治法第百八十条第二項の規定により、下記のとおり報告します。

記

一件 名 文京区立明化小学校等改築給排水設備工事

二 決定年月日 令和七年十月二十八日

三 変更事項 契約金額

変更後 金六億二千五百三十九万四千円
変更前 金六億千九十四万円

二〇二五文總總第一三五一号

令和七年十二月十五日

文京区長 成澤廣修

文京区議會議長 市村やすとし様

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第一項の規定による議会の指定議決に基づき専決処分した契約変更の報告について

このことについて、地方自治法第百八十条第二項の規定により、下記のとおり報告します。

文京区長 成澤廣修

文京区議會議長 市村やすとし様

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第一項の規定による議会の指定議決に基づき専決処分した契約変更の報告について

二〇二五文總總第一四三五号
令和七年十二月十五日

二 決定年月日 令和七年十月二十八日

三 変更事項 契約金額

変更後 金七億六千五百七十八万七千円
変更前 金七億四千五百五十九万一千円

文京区長 成澤廣修

文京区議會議長 市村やすとし様

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第一項の規定による議会の指定議決に基づき専決処分した契約変更の報告について

このことについて、地方自治法第百八十条第二項の規定により、下記のとおり報告します。

記

一件 名 文京区立元町公園整備工事（第二期）

二 決定年月日 令和七年十一月十四日

三 変更事項 契約金額

変更後 金七億七千百九十四万四千八百円
変更前 金七億六千三百一万六千百円

二〇二五文總總第一四三六号
令和七年十二月十五日

文京区長 成澤廣修

文京区議會議長 市村やすとし様

規定による議会の指定議決に基づき専決処分した契約変更の報告について

このことについて、地方自治法第百八十一条第二項の規定により、下記のとおり報告します。

一件 名 文京区立明化小学校等改築空氣調和設備工事

記

文京区議會議長 市村やすとし様

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第一項の

規定による議会の指定議決に基づき専決処分した契約変更の報告について

このことについて、地方自治法第百八十条第二項の規定により、下記のとおり報告します。

記

一件　　名　文京区立第三中学校特別教室改修工事（第一期）

二　　決定年月日　令和七年十一月十三日

三　　変更事項　契約金額

変更後　金三億三千七百八十三万二千円

変更前　金三億三千三百六十三万円

二〇二五文總第一四三七号

令和七年十二月十五日

文京区長　成澤廣修

文京区議會議長　市村やすとし様

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十一条第一項の規定による議会の指定議決に基づき専決処分した契約変更の報告について

このことについて、地方自治法第百八十一条第二項の規定により、下記のとおり報告します。

記

一件　　名　文京区立明化小学校等改築工事

二　　決定年月日　令和七年十月二十四日

三　　変更事項　契約金額

変更後　金五十九億五千七百七十三万二千円

変更前

金五十九億百七十六万四千円

二〇二五文監第一四一號

令和七年十二月十二日

文京区監査委員

同

渡部敏明

松本理恵子

岡崎義顯

文京区議會議長　市村やすとし様
文京区職員措置請求に係る監査結果について（通知）

このことについて、監査結果を決定し、公表しましたので通知いたします。

文京区職員措置請求監査結果
中略。

四　　結論
(一)　結論

以上により判断すれば、本件業務委託契約に係る随意契約の違法性又は不当性を理由に、支出停止等を求める請求人の主張は、理由がない。

また、区長の発言及び教育行政への関与の有無、次年度契約の見直し等の請求人の主張については、財務会計上の行為には当たらないことから、住民監査請求の対象とはならない。以下省略。

文京区監査委員　渡部敏明

文京区議会議長 市 村 やすとし 様 同 岡 崎 義 顯

令和七年度十月分例月出納検査結果の報告について（提出）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十五条の二第一項の規定による例月出納検査結果の報告を、同条第三項の規定により、下記のとおり提出します。

記

一 検査の対象 会計管理者所管の一般会計及び特別会計に属する令和七年度十月分の現金の出納及び保管状況

二 検査年月日 令和七年十一月二十七日、二十八日

三 検査の結果 (1) 現金出納状況及び現金保管状況については、別紙「現金出納保管表」のとおり相違ありません。

(2) 収支の計数については、別紙「歳入計算表」及び「歳出計算表」のとおり相違ありません。

〔別紙省略〕

○議長（市村やすとし） 次に、日程の追加について申し上げます。

資料、議事日程・追加議事日程のとおり、二十五件を本日の日程に追加いたします。

○議長（市村やすとし） これより、日程に入ります。

この際、日程の順序を変更し、追加日程第十六を議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

追加日程第十六 委員会提出議案第一号 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

同 松 本 理恵子 岡 崎 義 顯

委員会提出議案第一号

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

右の議案を文京区議会会議規則第十二条第二項の規定により提出する。

令和七年十二月十五日

提案者 総務区民委員会委員長 白 石 英 行
文京区議会議長 市 村 やすとし 様

長期化したコロナ禍の影響に加え、物価高騰や極端な円安、エネルギー・原材料費の上昇などにより、多くの事業者が売上減や収益悪化に直面し、事業の存続が危ぶまれています。特に、青色申告者を含む小規模事業者は、インボイス制度の導入後、課税事業者への登録を選択せざるを得ない場面も増え、これまで以上の税負担と事務負担が発生し、経営環境は一段と厳しくなっています。

例えば、飲食業や小売業では仕入れ価格の高騰により値上げを余儀なくされ、顧客離れが進んでいます。製造業や建設業では資材価格の高騰により採算が悪化し、廃業を検討する事業者も少なくありません。

このような状況下で、都独自の軽減措置が廃止されれば、事業継続や都民生活に深刻な影響を及ぼし、地域経済や日本経済の回復にも悪影響を与えるかねません。

よつて、文京区議会は、東京都に対し、下記の軽減措置を令和八年度以降も継続するよう要望します。

記

一 小規模住宅用地に対する都市計画税を二分の一とする軽減措置。
二 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を二割減額す

る減免措置。

三 商業地等における固定資産税及び都市計画税について負担水準の上限を六五%に引き下げる減額措置。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

東京都知事 宛て

文京区議会議長名

○議長（市村やすとし） お諮りいたします。

委員会提出議案第一号は、総務区民委員会委員長から提出された議案でありますから、直ちに原案を可決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市村やすとし） 御異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第一号は、原案のとおり決しました。

○議長（市村やすとし） 次に、日程第一から第四までの四件を一括して議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

日程第一 議案第三十八号 文京区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例

日程第二 議案第四十九号 文京区男女平等センターの指定管理者の指定について

日程第三 議案第五十号 文京区立アカデミー文京等の指定管理

者の指定について

日程第四 議案第二十七号 令和七年度文京区一般会計補正予算

○議長（市村やすとし） 本案に関し、総務区民委員会委員長の報告を求めます。

〔総務区民委員会委員長「議長、二十三番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 総務区民委員会委員長白石英行議員登壇

○総務区民委員会委員長（白石英行） ただいま議題となりました議案第三十八号、第四十九号及び第五十号並びに第三十七号の四議案につきまして、総務区民委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は、十二月十一日に開会し、議案の審査に当たりました。まず、議案の概要を申し上げます。

議案第三十八号は、文京区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、個人番号を利用する事務を追加するものです。

次に、議案第四十九号は、事件案で、文京区男女平等センターの指定管理者に、文京区女性団体連絡会を指定するものです。

次に、議案第五十号は、事件案で、文京区立アカデミー文京ほか六施設の指定管理者に、公益財团法人文京アカデミーを指定するものです。

最後に、議案第三十七号は、令和七年度文京区一般会計補正予算で、

総額二百五十八万四千円を追加する、本年度第二回の補正予算でござります。

それでは、予算総則第一条歳入歳出予算の補正について、その概要

を御説明申し上げます。

今回の補正は、大塚四丁目の土地及び建物取得に係る不動産鑑定に要する経費を計上するものでございます。

財源につきましては、全額、繰越金を一般財源として計上いたしました。

以上により、一般会計の総額は、一千六百八十億七千六百二十九万九千円となります。

次に、予算総則第二条は債務負担行為の補正でございます。

大塚四丁目の土地及び建物取得について、新たに期間及び限度額を定めるものでございます。

以上のとおり提案され、審査いたしました結果、議案第三十八号、第四十九号及び第五十号並びに第三十七号の四議案につきまして、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

しかしながら、この決定に際し、日本共産党委員より、議案第三十八号について、反対する旨の意見が開陳されました。

以上をもちまして、総務区民委員会の報告を終わります。

御清聴、ありがとうございました。

○議長（市村やすとし） 以上をもつて総務区民委員会委員長の報告は終わりました。

議案第三十八号、第四十九号及び第五十号並びに第三十七号の四議案につきましては、それぞれ起立により採決いたします。

この四議案に対する総務区民委員会審査報告は、原案可決であります。

なお、三十三番関川けさ子議員につきましては、本日の会議における採決は、挙手をもつて起立とみなすことといたします。

お諮りいたします。

議案第三十八号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 起立多数と認めます。よって、議案第三十八号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第四十九号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 全員起立と認めます。よって、議案第四十九号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第五十号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 全員起立と認めます。よって、議案第五十号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第三十七号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 全員起立と認めます。よって、議案第三十七号は、原案のとおり可決と決しました。

○議長（市村やすとし） 次に、日程第五及び第六の二件を一括して議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

日 程 第 五 議 案 第 三十九 号 文京 区 指 定 障 害 児 通 所 支 援 の 事 業 等 の 人 員 、 設 備 及 び 運 営 等 の 基 準 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

日程第六 議案第四十号 文京区指定障害児入所施設等の人員、

設備及び運営等の基準に関する条例の
一部を改正する条例

御清聴、誠にありがとうございました。

○議長（市村やすとし） 以上をもつて、厚生委員会委員長の報告は
終わりました。

○議長（市村やすとし） 本案に関し、厚生委員会委員長の報告を求

めます。

〔厚生委員会委員長「議長、一番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 厚生委員会委員長のぐちけんたろう議員。

〔厚生委員会委員長（のぐちけんたろう） ただいま議題となりまし

た議案第三十九号及び第四十号の二議案につきまして、厚生委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は、十二月八日に開会し、議案の審査に当たりました。

まず、議案の概要を申し上げます。

議案第三十九号は、文京区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例です。

本案は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、規定を整備するものです。

次に、議案第四十号は、文京区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例です。

本案は、児童福祉法に基づく指定入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、規定を整備するものです。

以上のとおり提案され、審査いたしました結果、議案第三十九号及び第四十号の二議案につきましては、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、厚生委員会の報告を終わります。

○議長（市村やすとし） 以上をもつて、厚生委員会委員長の報告は

立により採決いたします。
なお、この二議案に対する厚生委員会審査報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

〔賛成者起立〕
議案第三十九号について、賛成の議員の起立を求めます。

○議長（市村やすとし） 全員起立と認めます。よって、議案第三十九号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第四十号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 全員起立と認めます。よって、議案第四十号は、原案のとおり可決と決しました。

○議長（市村やすとし） 次に、日程第七から第十五までの九件を一括して議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

日程第七 議案第四十一号 文京区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第八 議案第四十二号 文京区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例

文京区特定教育・保育施設及び特定地

域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

文京区家庭的保育事業等の設備及び運

営の基準に関する条例の一部を改正す
る条例

日程第十一 議案第四十五号
文京区幼保連携型認定こども園の学級
の編制、職員、設備及び運営の基準に
関する条例の一部を改正する条例

日程第十二 議案第四十六号
文京区幼保連携型認定こども園以外の
認定こども園の認定の要件に関する條
例の一部を改正する条例

日程第十三 議案第四十七号
文京区一時保護施設の設備及び運営の
基準に関する条例の一部を改正する條
例

日程第十四 議案第四十八号
文京区放課後児童健全育成事業の設備
及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例

日程第十五 議案第五十一号
文京区立千石児童館の指定管理者の指
定について

○議長（市村やすとし） 本案に関し、文教委員会委員長の報告を求
めます。

〔文教委員会委員長「議長、二十六番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 文教委員会委員長上田ゆきこ議員。

〔文教委員会委員長上田ゆきこ議員登壇〕

○文教委員会委員長（上田ゆきこ） ただいま議題となりました議案

第四十一号から第四十八号まで及び第五十一号の九議案につきまして、
文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。
本委員会は、十二月九日に開会し、議案の審査に当たりました。
まず、議案の概要を申し上げます。

議案第四十一号は、文京区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関
する条例の一部を改正する条例です。

本案は、児童福祉法等の一部改正に伴い、規定を整備するものです。
次に、議案第四十二号は、文京区乳児等通園支援事業の設備及び運
営の基準に関する条例で、新規制定です。

本案は、児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備
及び運営の基準を定めるものです。

議案第四十三号は、文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育
事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例です。

本案は、児童福祉法等の一部改正に伴い、規定を整備するものです。
議案第四十四号は、文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準
に関する条例の一部を改正する条例です。

本案は、児童福祉法等の一部改正に伴い、規定を整備するものです。

議案第四十五号は、文京区幼保連携型認定こども園の学級の編制、
職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例です。

本案は、児童福祉法等の一部改正に伴い、規定を整備するものです。
議案第四十六号は、文京区幼保連携型認定こども園以外の認定こど
も園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例です。

本案は、児童福祉法等の一部改正に伴い、規定を整備するものです。
議案第四十七号は、文京区一時保護施設の設備及び運営の基準に関
する条例の一部を改正する条例です。

本案は、児童福祉法等の一部改正に伴い、規定を整備するものです。

議案第四十八号は、文京区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例です。

本案は、児童福祉法等の一部改正に伴い、規定を整備するものです。

議案第五十一号は、事件案で、文京区立千石児童館の指定管理者に、

株式会社日本保育サービスを指定するものです。

指定の期間は、令和八年四月一日から五年です。

以上のとおり提案され、審査いたしました結果、議案第四十一号から第四十八号まで及び第五十一号の九議案につきましては、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

しかしながら、この決定に際し、日本共産党委員より、議案第四十二号について、反対する旨の意見が開陳されました。

以上をもちまして、文教委員会の報告を終わります。

御清聴、誠にありがとうございました。

○議長（市村やすとし） 以上をもつて、文教委員会委員長の報告は終わりました。

議案第四十一号から第四十八号まで及び第五十一号の九議案につきましては、それぞれ起立により採決いたします。

なお、この九議案に対する文教委員会審査報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

議案第四十一号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 全員起立と認めます。よって、議案第四十

一号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第四十二号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 起立多数と認めます。よって、議案第四十二号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第四十三号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 全員起立と認めます。よって、議案第四十四号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第四十五号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 全員起立と認めます。よって、議案第四十五号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第四十六号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 全員起立と認めます。よって、議案第四十六号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第四十七号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 全員起立と認めます。よって、議案第四十七号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第四十八号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 全員起立と認めます。よって、議案第四十八号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第五十一号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 全員起立と認めます。よって、議案第五十号は、原案のとおり可決と決しました。

○議長（市村やすとし） 次に、追加日程第十七から第十九までの三件を一括して議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

追加日程第十七 議案第五十八号 小石川運動場改修工事請負契約

追加日程第十八 議案第五十九号 文京シビックセンターニ十五階

旧レストラン改修工事請負契約

追加日程第十九 議案第六十号 文京シビックセンターニ十五階旧レス

トラン改修機械設備工事請負契約

追加日程第十九 議案第六十号 旧レストラン改修機械設備工事

請負契約

〔議案の部に掲載〕

○議長（市村やすとし） 本案に関し、提案理由の説明を求めます。

〔佐藤正子副区長「議長、副区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 佐藤正子副区長。

〔佐藤正子副区長登壇〕

○副区長（佐藤正子） ただいま上程されました議案第五十八号から

第六十号までの三議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第五十八号は、事件案で、小石川運動場改修工事請負契約でございます。

本案は、制限付き一般競争入札による契約で、契約金額は、金二億九千七百万円、契約の相手方は、長谷川・高橋建設共同企業体でございます。

議案第五十九号は、事件案で、文京シビックセンターニ十五階旧レストラン改修工事請負契約でございます。

本案は、地方自治法施行令第百六十七条の二第一項第八号の規定による随意契約で、契約金額は、金一億八千三十七万八千円、契約の相手方は、東京都文京区千石三丁目二十九番二十六・一〇一号、山口建設株式会社、代表取締役山口巖でございます。

議案第六十号は、事件案で、文京シビックセンターニ十五階旧レストラン改修機械設備工事請負契約でございます。

本案は、制限付き一般競争入札による契約で、契約金額は、金二億九千九百二十万円、契約の相手方は、酒井・松嶋建設共同企業体でございます。

以上御説明申し上げました三議案につきまして、よろしく御審議の上、いずれも原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市村やすとし） 以上をもつて提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第五十八号から第六十号までの三件は、総務区民委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市村やすとし） 御異議なしと認めます。よって、議案第五十八号から第六十号までの三件は、総務区民委員会に付託することに決しました。

○議長（市村やすとし） 次に、追加日程第二十を議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

追加日程第二十 議案第六十一号 訴訟上の和解について

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（市村やすとし） 御異議なしと認めます。よつて、議案第六十一号は、建設委員会に付託することに決しました。

この際、委員会審査のため、会議を暫時休憩いたします。

〔議案の部に掲載〕

○議長（市村やすとし） 本案に関し、提案理由の説明を求めます。

〔佐藤正子副区長登壇〕

○議長（市村やすとし） 佐藤正子副区長。

○副区長（佐藤正子） ただいま上程されました議案第六十一号につ

きまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第六十一号は、事件案で、訴訟上の和解についてでございます。本案は、令和五年六月定例議会において議決いただき、提起した住宅明渡し等の請求に関する民事訴訟について、被告である区立住宅の占有者と原告である本区との間で、当該住宅に係る売買契約の締結、賃料相当分の金員支払債務の確認、支払方法等に関し、和解内容の合意を見ましたので、地方自治法第九十六条第一項第十二号の規定により、提案するものでございます。

以上御説明申し上げました議案につきまして、よろしく御審議の上、

原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市村やすとし） 以上をもつて提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第六十一号は、建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

総務区民委員会及び建設委員会の委員の方々は、順次、第一委員会室に御参集ください。

午後二時二十八分休憩

午後五時十五分再開

○議長（市村やすとし） 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

この際、総務区民委員会から議案第五十八号から第六十号までの三議案について、建設委員会から議案第六十一号について、それぞれ議案審査報告書が提出されたので、本日の日程に追加いたします。

まず、議案第五十八号、小石川運動場改修工事請負契約、議案第五十九号、文京シビックセンター二十五階旧レストラン改修工事請負契約、議案第六十号、文京シビックセンター二十五階旧レストラン改修機械設備工事請負契約の三議案を一括して議題といたします。

本案に関し、総務区民委員会委員長の報告を求めます。

〔総務区民委員会委員長「議長、二十三番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 総務区民委員会委員長白石英行議員。

〔総務区民委員会委員長白石英行議員登壇〕

○総務区民委員会委員長（白石英行） ただいま議題となりました議案第五十八号から第六十号の三議案につきまして、総務区民委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は先刻開会し、議案の審査に当たりました。

まず、議案の概要を申し上げます。

議案第五十八号は、事件案で、小石川運動場改修工事請負契約です。

本案は、制限付き一般競争入札による契約で、契約金額は、金二億九千七百万円、契約の相手方は、長谷川・高橋建設共同企業体です。

次に、議案第五十九号は、事件案で、文京シビックセンター二十五階旧レストラン改修工事請負契約です。

本案は、地方自治法施行令第一百六十七条の二第一項第八号の規定による随意契約で、契約金額は、金一億八千三十七万八千円、契約の相手方は、東京都文京区千石三丁目二十九番二十六・一〇一号、山口建設株式会社、代表取締役山口巖です。

最後に、議案第六十号は、事件案で、文京シビックセンター二十五階旧レストラン改修機械設備工事請負契約です。

本案は、制限付き一般競争入札による契約で、契約金額は、金二億九千九百二十万円、契約の相手方は、酒井・松嶋建設共同企業体です。

以上のことおり提案され、審査いたしました結果、議案第五十八号から第六十号までの三議案につきましては、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

しかしながら、この決定に際し、日本共産党委員より、議案第五十九号及び第六十号について、反対する旨の意見が開陳されました。

以上をもちまして、総務区民委員会の報告を終わります。

○議長（市村やすとし） 以上をもって総務区民委員会委員長の報告は終わりました。

議案第五十八号から第六十号までの三議案について、それぞれ起立により採決いたします。

なお、この三議案に対する総務区民委員会審査報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

議案第五十八号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 全員起立と認めます。よって、議案第五十八号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第五十九号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 起立多数と認めます。よって、議案第五十九号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第六十号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 起立多数と認めます。よって、議案第六十号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第六十一号について、起立多数と認めます。よって、議案第六十一号につきましては、議案第六十一号、訴訟上の和解についてを議題といたします。

本案に関し、建設委員会委員長の報告を求めます。

○議長（市村やすとし） 次に、議案第六十一号、訴訟上の和解についてを議題といたします。

本案は先刻開会し、議案の審査に当たりました。

まず、議案の概要を申し上げます。

議案第六十一号は、訴訟上の和解についてです。

本案は、令和五年六月定例議会において議決いただき、提起した住宅明渡し等の請求に関する民事訴訟について、被告である区立住宅の占有者と原告である本区との間で、当該住宅に係る売買契約の締結、賃料相当分の金員支払債務の確認、支払方法等に関し、和解内容の合意を見たもので、地方自治法第九十六条第一項第十二号の規定によるものです。

以上のとおり提案され、審査いたしました結果、議案第六十一号につきましては、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

しかしながら、この決定に際し、区民が主役委員より、議案第六十号について、反対する旨の意見が開陳されました。

以上をもちまして、建設委員会の報告を終わります。
御清聴、誠にありがとうございました。

○議長（市村やすとし） 以上をもって、建設委員会委員長の報告は終わりました。

議案第六十一号につきましては、起立により採決いたします。

なお、この議案に対する建設委員会審査報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

議案第六十一号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 起立多数と認めます。よって、議案第六十号は、原案のとおり可決と決しました。

○議長（市村やすとし） 次に、追加日程第二十一から第四十までの二十件を一括して議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

追加日程第一十一	請願受理第四十二号	固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願
追加日程第二十二	請願受理第四十三号	固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願
追加日程第一十三	請願受理第四十四号	場外馬券売り場（後楽園オフ）の撤去を求める請願
追加日程第一十四	請願受理第四十五号	ゲノム編集食品の表示の義務化を求める請願
追加日程第一十五	請願受理第四十六号	「文の京」で人身取引の疑いがかけられる事件の発生を防ぐため、これまで以上に区民への啓発強化を求める請願
追加日程第二十六	請願受理第四十七号	全職員対象にエンゲージメント調査を実施し、それに基づき全職員のエンゲージメント力向上に取り組むことを求める請願
追加日程第二十七	請願受理第四十八号	議員選出監査委員を廃止した自治体の先行事例を研究し、そのメリット・デメリットを検証し、区民と情報共有を求める請願
追加日程第一十八	請願受理第四十九号	ワクチン接種による健康被害の救済を求める請願
追加日程第一十九	請願受理第五十号	ひとりさま」に対する支援の

強化・充実を求める請願

追加日程第三十 請願受理第五十一号

文京区においても「民泊」の規制強化を求める請願

追加日程第三十一 請願受理第五十二号

区民参画の充実・強化を通じて安心・安全を目指す「文の京」

追加日程第三十二 請願受理第五十三号

まちづくり基本条例（仮称）の検討に向けた研究を求める請願

追加日程第三十三 請願受理第五十四号

教員の多忙化を解消する為に教員を増やし、更なる少人数学級実現を求める請願

追加日程第三十四 請願受理第五十五号

オーガニック給食の実現を求める請願

追加日程第三十五 請願受理第五十六号

「小日向台町小学校改築計画を見直す」ことを求める請願

追加日程第三十六 請願受理第五十七号

一歩先行く自治体として、文京区において義務教育費及び関連教材費等の完全無償化を早期に実現することを求める請願

追加日程第三十七 請願受理第五十八号

文京区教育委員会の臨時会の会議録も会議規則に基づき作成し、区HPを通じて区民に公表する

ことを求める請願

追加日程第三十八 請願受理第五十九号

竹早公園・小石川図書館の再整備の基本計画づくりなどの進捗状況を適宜適切に区民に知らせることを求める請願

追加日程第三十九 請願受理第六十号

区議会の委員会において「請願」審議を深める仕組みを整えることを求める請願

追加日程第四十 請願受理第六十一号

文京区議会議員の政務活動費の情報開示を進め、透明性を高めることを求める請願

追加日程第四十一 請願受理第六十二号

文京区議会議員の政務活動費の情報開示を進め、透明性を高めることを求める請願

追加日程第四十二 請願受理第六十三号

文京区議会議員の政務活動費の情報開示を進め、透明性を高めることを求める請願

○議長（市村やすとし） 本件に関し、それぞれの委員会から請願審査報告書が提出されておりますので、書記より朗読いたします。

〔議事調査主査朗読〕

令和七年十二月十五日

文京区議会議長 市 村 やすとし 様
総務区民委員会委員長 白 石 英 行

文京区議会議長 市 村 やすとし 様
総務区民委員会請願審査報告書

令和七年十一月二十一日、本委員会に付託された請願については、十二月十一日審査の結果、下記のとおり決定したので報告いたします。

記

一 請願受理第四十二号

・件 名 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について

意見書の提出に関する請願

・請願者 文京区本駒込一丁目二番五号 ルネ文京白山

一般社団法人 本郷青色申告会

会長 松岡 隆司

・審査の結果 採択・・・・・関係機関送付

・意見 趣旨は妥当である。

・審査の結果 不採択

・意見 趣旨に沿い難い。

二 請願受理第四十三号

・件名 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について

意見書の提出に関する請願

・請願者 文京区小日向一丁目一番八号

藤和小日向ホームズ一階

一般社団法人 小石川青色申告会

会長 赤司 幸勇

・審査の結果 採択・・・・・関係機関送付

・意見 趣旨は妥当である。

三 請願受理第四十四号

・件名 場外馬券売り場（後楽園オフト）の撤去を求める請願

・請願者 文京区本駒込五丁目十五番十二号

新日本婦人の会文京支部

支部長 小竹 紘子

・審査の結果 不採択

・意見 趣旨に沿い難い。

六 請願受理第四十七号

・件名 全職員対象にエンゲージメント調査を実施し、それに

に基づき全職員のエンゲージメント力向上に取り組むこ

とを求める請願

・請願者 文京区千石四丁目三十五番十六号

「文の京」Future Design Initiative

屋和田 珠里

・審査の結果 不採択

・意見 趣旨に沿い難い。

四 請願受理第四十五号

・件名 ゲノム編集食品の表示の義務化を求める請願

・請願者 文京区本駒込五丁目十五番十二号

・審査の結果 不採択

・意見 趣旨に沿い難い。

屋和田 珠里

五 請願受理第四十六号

・件名 「文の京」で人身取引の疑いがかけられる事件の発生を防ぐため、これまで以上に区内への啓発強化を求める請願

・請願者 文京区千石四丁目三十五番十六号

「文の京」Future Design Initiative

a t i v e

屋和田 珠里

・審査の結果 不採択

・意見 趣旨に沿い難い。

七 請願受理第四十八号

- 件名 議員選出監査委員を廃止した自治体の先行事例を研究し、そのメリット・デメリットを検証し、区民と情報共有を求める請願
- 請願者 文京区千石四丁目三十五番十六号

「文の京」Future Design Initiative

屋和田 珠里

- 審査の結果 不採択
- 意見 趣旨に沿い難い。

令和7年12月15日

厚生委員会委員長 のぐち けんたろう
文京区議会議長 市村 やすとし 様

厚生委員会請願審査報告書

令和7年11月21日、本委員会に付託された請願については、
十二月八日審査の結果、下記のとおり決定したので報告いたします。

記

一 請願受理第四十九号

- 件名 ワクチン接種による健康被害の救済を求める請願

・審査の結果 不採択
・意見 趣旨に沿い難い。

二 請願受理第五十号

- 件名 高齢単身者（いわゆる「高齢おひとりさま」）に対する支援の強化・充実を求める請願
- 請願者 文京区千石四丁目三十五番十六号

「文の京」Future Design Initiative

屋和田 珠里

- 審査の結果 不採択
- 意見 趣旨に沿い難い。

三 請願受理第五十一号

- 件名 文京区においても「民泊」の規制強化を求める請願
- 請願者 文京区千石四丁目三十五番十六号

「文の京」Future Design Initiative

屋和田 珠里

- 審査の結果 不採択
- 意見 趣旨に沿い難い。

令和7年12月15日

建設委員会委員長 松平 雄一郎

文京区議会議長 市村 やすとし 様

建設委員会請願審査報告書

令和7年11月21日、本委員会に付託された請願については、
十二月十日審査の結果、下記のとおり決定したので報告いたします。

記

一 請願受理第五十二号

- 件 名 区民参画の充実・強化を通じて安心・安全を目指す「文の京」まちづくり基本条例（仮称）の検討に向けた研究を求める請願
- 請願者 文京区千石四丁目三十五番十六号
- 政治団体 みんなでみんなのまちづくり
- 代表 屋和田 珠里
- 審査の結果 不採択
- 意 見 趣旨に沿い難い。

二 請願受理第五十三号

- 件 名 都市計画道路の整備に地元住民との対話・熟議を位置づけ「環状三号線」の区内延伸未整備区間は「廃止」を東京都に求める請願
- 請願者 文京区千石四丁目三十五番十六号
- 「文の京」Future Design Initiative
- 屋和田 珠里
- 審査の結果 不採択
- 意 見 趣旨に沿い難い。

- 審査の結果 不採択
- 意 見 趣旨に沿い難い。

令和七年十二月十五日

三 請願受理第五十六号

- 件 名 「小日向台町小学校改築計画を見直す」ことを求める請願
- 請願者 文京区小日向三丁目十二番九号
- 梅野秀一
- 審査の結果 不採択
- 意 見 趣旨に沿い難い。

文京区議会議長 市村 やすとし 様
文教委員会請願審査報告書

令和七年十一月二十一日、本委員会に付託された請願については、十二月九日審査の結果、下記のとおり決定したので報告いたします。

一 請願受理第五十四号

- 件 名 教員の多忙化を解消する為に教員を増やし、更なる少人数学級実現を求める請願
- 請願者 文京区本駒込五丁目十五番十二号
- 新日本婦人の会文京支部
- 支部長 小竹 純子
- 審査の結果 不採択
- 意 見 趣旨に沿い難い。

二 請願受理第五十五号

- 件 名 オーガニック給食の実現を求める請願
- 請願者 ・・・・・・・・
- 審査の結果 不採択
- 意 見 趣旨に沿い難い。

- 審査の結果 不採択
- 意 見 趣旨に沿い難い。

- ・意 見 趣旨に沿い難い。

四 請願受理第五十七号

- ・件 名 一歩先行く自治体として、文京区において義務教育費及び関連教材費等の完全無償化を早期に実現することを求める請願

- ・請願者 文京区千石四丁目三十五番十六号

「文の京」Future Design Initiative

屋和田 珠里

- ・審査の結果 不採択
- ・意 見 趣旨に沿い難い。

五 請願受理第五十八号

- ・件 名 文京区教育委員会の臨時会の会議録も会議規則に基づき作成し、区HPを通じて区民に公表することを求める請願

文京区議会議長 市村やすとし 様
議会運営委員会請願審査報告書

令和七年十一月二十一日、本委員会に付託された請願については、十二月五日審査の結果、下記のとおり決定したので報告いたします。

記

一 請願受理第六十号

- ・件 名 区議会の委員会において「請願」審議を深める仕組みを整えることを求める請願

「文の京」Future Design Initiative

屋和田 珠里

- ・審査の結果 不採択
- ・意 見 趣旨に沿い難い。

六 請願受理第五十九号

- ・件 名 竹早公園・小石川図書館の再整備の基本計画づくりな

どの進捗状況を適宜適切に区民に知らせることを求める請願

- ・請願者 文京区千石四丁目三十五番十六号

「文の京」Future Design Initiative

屋和田 珠里

- ・審査の結果 不採択
- ・意 見 趣旨に沿い難い。

令和七年十二月十五日

議会運営委員会委員長 名取顕一

文京区議会議長 市村やすとし 様
議会運営委員会請願審査報告書

令和七年十一月二十一日、本委員会に付託された請願については、

十二月五日審査の結果、下記のとおり決定したので報告いたします。

二 請願受理第六十一号

・件 名 文京区議会議員の政務活動費の情報開示を進め、透明性を高めることを求める請願

・請願者 文京区千石四丁目三十五番十六号
「文の京」Future Design Initiative

屋和田 珠里

- ・審査の結果 不採択
- ・意見 趣旨に沿い難い。

○議長（市村やすとし） これより、追加日程第二十一から第四十までの二十請願を一括して採決いたします。

本件は、いずれも委員会の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市村やすとし） 御異議なしと認めます。よって、本件は、いずれも委員会の報告のとおり決しました。

○議長（市村やすとし） 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

したがいまして、本定例議会の議事は全て終了いたしました。

区長から御挨拶がございます。

〔成澤廣修区長「議長、区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 成澤廣修区長。

〔成澤廣修区長登壇〕

○区長（成澤廣修） 令和七年十一月定例議会の最終日に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る十一月二十一日に始まりました本定例議会は、本日をもちまして日程終了の運びとなりました。

今回、御提案申し上げました案件は、予算案、条例案、事件案、合わせて二十五件でございましたが、いずれも原案のとおり御可決を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、早いもので本年も残すところあと半月となり、年末の足音が聞こえてまいりました。

区では、今月から、全国初の取組としてふるさと納税を活用した遺贈寄附文化醸成事業を開始いたしました。遺贈寄附とは、生前に意思を示し、亡くなつた後の財産の一部を団体等に寄附する仕組みで、次世代に向けた地域・社会への貢献のための新しい選択肢として、近年社会的関心が高まっております。この遺贈寄附という文化を発信・支援するため、区内の遺贈寄附文化を醸成する団体に対して、ふるさと納税の仕組みを活用した補助を行つてまいります。

子ども宅食プロジェクトや協定大学による地域貢献事業などの、区と区内の地域資源、そして寄附者とのつながりによる共創的な取組の推進と併せ、よりよい区政運営の実現を通して区民や地域社会へ還元する、持続的な好循環を生み出す仕組みづくりについて、工夫してまいります。

結びに、この一年の議員の皆様方の御協力に感謝を申し上げますとともに、何かと御多用の時期とは存じますが、寒さ厳しき折、健康に十分御留意の上、輝かしい新年をお迎えくださいますよう御祈念申上げ、最終日の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（市村やすとし） これをもちまして、令和七年十一月文京区

議会定例議会を終了いたします。

本日は、これにて散会いたします。

長期間にわたる熱心な御審議、お疲れさまでございました。

午後五時三十四分散会